

移動支援事業について

移動支援って、どんな事業？



屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行うことにより、障害者等の地域での自立した生活及び社会参加を促すことを目的とする事業です。

個別移動支援

【内容】

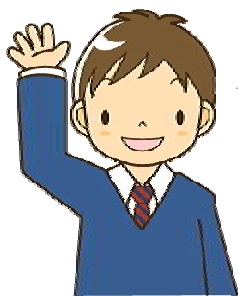
移動支援事業により提供されるサービスの内容は、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出（日常的に継続する通学、通勤、営業活動、政治活動等に係る移動及び社会通念上不適切と考えられる場所等への移動を除く。）に係るホームヘルパー等による個別移動支援です。

【要件】

外出時に家族等の支援を受けることができないと認められる在宅の障害者等。
（ 障害者支援施設等に入所している者を含む。 ）



移動支援が利用できる方は？



次に掲げる手帳や受給者証を持っている方です。

身体障害者手帳

ただし、1級又は2級の
下肢障害・体幹障害・移動機能障害
視覚障害又は聴覚障害のある方

療育手帳

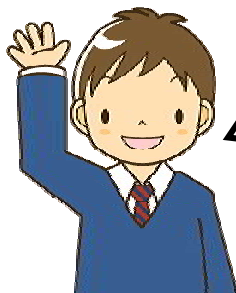
精神障害者保健福祉手帳

ただし、1級又は2級
に該当する方

自立支援医療受給者証

ただし、精神通院医療に該当する方

利用料金は？



事業費の1割を負担していただきます。

詳細は次の表をご覧ください。

(ただし、生活保護世帯は0円 H22.8月以降は低所得世帯も0円)
その他、公共交通機関等の利用に係る費用などの実費負担があります。(ヘルパー分を含む)

サービス区分		利用時間等	利用者負担額
個別移動支援	身体介護が必要な場合	1時間までの利用時間については、30分につき	200円
		1時間を超える利用時間については、30分につき	90円
	身体介護が必要でない場合	30分につき	85円

- 1 早朝(午前6時から午前8時まで)又は夜間(午後6時から午後10時まで)に移動支援を利用する場合の利用者負担額は、本表により算定した額に100分の125を乗じて得た額とする。
- 2 一部の事業所で実施した移動支援に係る利用者負担額は、本表により算定した額に100分の85を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切捨てた額)とする。
- 3 30分未満の端数は、30分とする。

移動支援が利用できる事業所は？



別紙「津山市移動支援事業所一覧」をご覧ください。

その他、事業に関するお問い合わせは下記へお願いします。

津山市環境福祉部

社会福祉事務所障害福祉課

〒708-8501 津山市山北520番地

[TEL] 0868-32-2067

[FAX] 0868-32-2153